

令和6年12月2日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 医病011
- (2) 調達件名 大阪大学医学部附属病院臨床検査業務委託
①BCR-ABL1 (MajorBCR-ABL1 (mRNA 定量(国際標準値)))
②HCV 核酸定量
③サイトメガロウイルス核酸定量
- (3) 契約期間 令和7年2月1日から令和7年10月31日まで
- (4) 受渡場所 国立大学法人大阪大学医学部附属病院
臨床検査部・診療科・病棟各受付及び臨床検査部職員の指示する場所

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 衛生検査所として都道府県知事の登録を受けている者であること。

3. 見積書および参加資格確認書類の提出場所等

- (1) 見積書等提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院 管理課用度第三係
電話 06-6879-5181
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書等提出期限
令和6年12月25日 17時15分
※2. 見積参加資格(3)を確認出来る書類も合わせて提出

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」による。

仕 様 書

請負名：大阪大学医学部附属病院臨床検査業務委託

1. 国立大学法人大阪大学医学部附属病院（以下「本院」という。）が発注する臨床検査業務委託は本仕様書により行うものとする。
2. 契約期間は、令和7年2月1日から令和7年10月31日までとする。
3. 代金は、検収後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
4. 本契約は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
5. その他詳細については、発注者と受注者との協議によるものとする。

【仕 様】

- （1） 検査項目の詳細、正常値及び測定方法は別紙のとおりとする。なお、値が基準値有効範囲外となる場合は本院臨床検査部の了承を得るものとする。
- （2） 検査の発注及び報告は電子記録媒体または紙媒体で行うものとし、様式は本院が指定するものとする。なお、電子記録媒体または紙媒体は受注者の負担とする。
- （3） 検体の搬出は本院の指定する日（原則として、土、日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）に本院臨床検査部・診療科・病棟各受付にて本院担当職員の確認を受けて行うものとする。
- （4） 受注者は指定する日時に、検査報告を本院臨床検査部または診療科に提出するものとする。
なお、検査結果は、「以上」「以下」等の範囲を表すものではなく、最終値まで報告すること。
- （5） 検査結果に疑義のある場合は、直ちに再検査及びその他適切な処置を行い、その経緯を報告しなければならない。なお、これらに要する費用は、受注者が負担するものとする。
- （6） 検体の状態または検査の技術的限界、その他受注者の責に帰すべからざる事由により、検査不能または検査結果に過誤が生じたときは、業務の不履行とはならず、受注者は免責されるものとする。

	検査項目名	測定方法	年間 予定件数	契約期間予定数量 R7.2.1～R7.10.31	単位	正常値男L	正常値男H	正常値女L	正常値女H	報告日数
①	BCR－ABL1 (Major BCR－ABL1 (mRNA定量(国際標準値)))	リアルタイム RT-PCR法	404	303	IS-NCN:% Major BCR-ABL mRNA: copies/assay ABL mRNA:copies/assay	検出せず				3～6
②	HCV核酸定量	ロシユ・リアルタイム RT-PCR法	2083	1563	Log IU/mL	検出せず				3～4
③	サイトメガロウイルス核酸定量	ロシユ・リアルタイム PCR法	1728	1296	IU/mL	検出せず				2～3

見 積 書

調達番号：医病011

調達件名：大阪大学医学部附属病院病臨床検査業務委託

見 積 金 額 別紙のとおり

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

	検査項目名	単価	金額
①	BCR－ABL1 (Major BCR－ABL1 (mRNA定量(国際標準値)))		
②	HCV核酸定量		
③	サイトメガロウイルス核酸定量		

請 負 契 約 書 (案)

請負の表示 大阪大学医学部附属病臨床検査業務委託

請負代金額 1 検体につき 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 病院長 野々村 祝夫 と受注者
との間において、上記の請負業務 (以下「業務」という。) について、
上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙1の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙2「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。ただし、検体検査関連の法令等により取り扱いが異なる場合はこの限りではない。

第4条 契約期間は、令和7年2月1日から令和7年10月31日までとする。

2 前項に定めた契約期間中、仕様書で求めた基準を満たさない場合、発注者は、契約を解除することができるものとする。

第5条 受注者は発注者に対し、業務完了後、検査報告書を国立大学法人大阪大学医学部附属病院臨床検査部または診療科に送付する方法で交付するものとする。

第6条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第7条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第三係に送付すべきものとする。

第8条 契約保証金は、免除する。

第9条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第10条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和6年 月 日

発注者 吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院
病院長 野々村 祝夫

受注者

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第 1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前 2 項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第 3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第 4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第 5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第 6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第 7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第 8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第 9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第 10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。